

令和7年度 第1回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会 結果

施設名	別海町高齢者生活ハウス
施設所在地	別海町西春別駅前曙町9番地3
設置年度	平成12年度
設置目的	高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活をおくれるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため。

指定管理者選択（内部）委員会審議結果	
候補者	住 所 別海町別海緑町116番地の9 名 称 道東あさひ農業協同組合 代表者 代表理事組合長 浦山 宏一
公募しない理由	現在の指定管理者である道東あさひ農業協同組合は、居宅介護サービス事業所の指定を受けた団体で、介護に関する知識と経験が豊富であり、入居者に対する相談業務、健康管理、緊急時の対応など総合的なサービスの提供に努めています。 このことから、引き継ぎ同組合が指定管理することが適当であると考えます。 なお、同組合は「別海町公の施設に係る指定管理者の手続きに関する条例」第5条第1項の「公募によらない指定管理者の候補者の選定」及び「同条例施行規則」第4条の2第1項第1号の規定に該当することから、公募しないことが妥当と考えます。
指定期間	5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで） 別海町の高齢者保健福祉計画においても重要な施設であり、関係機関との連携も必要なことから、5年間の指定期間が妥当と考えます。

選定委員会意見	
候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）が適当であると判断する。